

総法研だより

－活動状況のご紹介－

独禁法部会部会員

池田 穀 (56期)

新日鐵住金、JASRAC、トイザらス…これらの有名事業者の名前は会員の皆さんもよくご存じのことだと思いますが、これらの共通点はお分かりになりますでしょうか？ そうです、近時の独禁法の有名事案で合併審査や事件審査の当事者となった事業者です。独禁法には皆さんにも馴染みのある事業者が多数登場し、消費者として日々購入している商品やサービスに関する事案が多数あり、興味の持ちやすい法分野ではないかと思います。

他方で、大学のゼミや司法試験の選択科目として集中的に勉強したり、日常的に独禁法の業務に携わったりしている方以外にとってはとっつきにくい法律であるかもしれません。他の法律と異なり、要件から効果が1対1対応に生じるわけではなく、経済学的知見を踏まえた実質的判断がケースバイケースで要求されます。また、教科書を一読しても「一定の取引分野」や「競争の実質的制限」といった抽象的な基本概念が複雑に関連し、具体的な事案にどのように当てはめればよいかが分かりにくいという感想を抱かれるかもしれません。

私は今年の10月で登録から丸12年で現在では業務のほとんどが独禁法関連ですが、まだまだ未熟な私自身の経験を振り返って、少しは独禁法が分かり始めたのは、公正取引委員会での任期付職員として勤務した際に、実際の事案をベースに周囲の方々と様々な議論を交わした経験が大きかったと実感しています。総法研独禁法部会は、独禁法に興味はあるけれども、事案を通じた議論の場がないという方にとって、独禁法の理解を深める絶好の舞台であると思います。

現在、独禁法部会は2013年秋に始まった大変「若い」部会として、実際に若手から中堅のメンバーが中核となって活動しています。部会は2か月に1回程度ですが、公取委が毎年公表する相談事例集を題材にする回や、公取委の課長級の方を招いて最新の情報を解説いただく回など、独禁法の最新情報を吸収することが

できます。また、海外事案を議論する回も毎年度設けており、部会員全体の知見を拡げることも意識しています。志田部会長をはじめ、この分野で豊富なご経験をお持ちの先生方が多数ご出席されており、部会で交わされる議論は他所では聞くことのできない極めて貴重な内容となっていると思います。

会員へのアウトプットとして、年1回の会員研修会を行っており、2014年度は優越的地位の濫用を、今年度は景品表示法と、タイムリーかつ多くの会員にかかわりのあるテーマを選択しています。会員研修会を超えた出版等のさらなるアウトプットについては今後の課題ですが、若い部会ですので、若手の会員でも積極的かつ主体的に声を上げていただければ、それを実現することができる土壤はあると感じています。

独禁法といえば大企業の法律で、自分には関係ないと感じている方もいらっしゃるかもしれません。しかし実際には、優越的地位の濫用や独禁法の関連法である下請法は、中小企業の仕事をする弁護士としては必ず知っておく必要があります。また、本部会で取り扱う景品表示法は、消費者側の立場からの活用の余地が大きい法律です。さらに、近時では、「ドライアイス事件」「神鉄タクシー事件」など、中小の事業者が民事訴訟において独禁法を活用して紛争を解決するケースも増加しています。このように、大企業の仕事をする弁護士に限らず、独禁法およびその関連法は、弁護士が活動する様々な立場において、今後ますます重要性を増していくことが見込まれます。相互に研鑽する機会を得る場として、入会は随時歓迎しておりますので、部会にご興味を持たれた方は是非ご連絡をいただければ幸いです。

当部会にご関心をお持ちの方は、業務推進第2課の舟橋職員(03-3595-8582)までお問い合わせください。多くの会員の皆様のご参加をお待ちしております。